

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

便利で暮らしやすい「若者に選ばれるまち」の構築～茅野市DX推進プロジェクト～

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県茅野市

3 地域再生計画の区域

長野県茅野市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

これまで当市は、地方創生を実現するため、公立諏訪東京理科大学を中心とした産学官連携体制による LPWA 通信技術を活用した河川水位等の見守りの実証事業や、AI 乗合オンデマンドサービス「のらざあ」の実証事業等、個別分野における DX の足がかりとなる事業を実施してきた。こうした事業をベースに昨年は、医療、福祉等の複数分野の事業をデータで連携した地域全体の DX の実現を目指す構想を策定し、国家戦略特区である「スーパーシティ」構想にエントリーした。この構想の策定にあたっては、市民や関係団体等と議論を重ね、その成果として地域全体の幅広い分野で DX を推進するための具体的なアイデアを蓄積することはできたが、その実現のための道筋が描けておらず、全市的な地域 DX の取組を推進する段階で、以下のような課題に直面している。

(1) 地域 DX 推進に係る市民や経営者、関係団体等への説明の不足

当市は、来年度を「茅野市 DX 元年」と位置付けているが、現状では、DX 推進の明確なビジョンがないため、多くの市民（経営者を始めとする事業者を含む）に当市が目指すデジタル社会や、その恩恵が十分に理解されているとは言えない。今後は、主に普段からスマートフォンやタブレット端末等のデジタル

機器に馴染みのない市民に対して、DXの推進により目指すまちの姿を示し、その実現のための具体的な取組や、それによりもたらされる利点、ロードマップ等を明らかにしながら、丁寧に説明し、理解を求めることで、市民が一体となってDXを推進する機運を醸成する必要がある。

(2) 地域DX推進主体の不存在

地域DXの推進に当たっては、地域DX推進を主体的に担い、サービスを運営する推進主体が必要であるが、人的、金銭的リソースに限られる本市においては、行政のみが地域DXの推進主体となることは困難であるため、地域内の産学官医など多様なプレイヤーから成る推進主体を組成し、民間事業者とも手を取り合いながらDXの取組を進める必要がある。

(3) 地域DXを進めるためのシステム基盤の未整備

地域DX推進に当たって、これまで個別に提供されてきたサービスから得られるデータを連携させ、より良いサービスとしてフィードバックするためには、取得したデータや提供するサービスを政府の掲げるデジタル社会の実現に向けた5原則に沿って提供するためのシステム基盤が必要である。

(4) 地域におけるデジタル人材の不足

地域DXの推進をより加速化させるために、デジタル技術やデータ等の先端技術を地域内で能動的に活かし、生産性向上や政策立案、新たなサービス開発につなげることができるデジタル人材が必要になる。

(5) デジタルサービスの利用に対し不安を抱える市民の存在

スマートフォン等のデジタル機器の操作に苦手意識を持つ市民にも、地域DXの推進により生み出されるサービスを積極的に利用してもらうため、デジタルを身近に感じ、困ったときにはすぐに相談できる体制作りや、市民が安心して、便利にサービスを利用できるよう情報リテラシーの向上を図る必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

茅野市は、令和2年4月1日に「若者に選ばれるまち」をコンセプトとした「第2次茅野市地域創生総合戦略」を策定した。本戦略の横断的施策において、「暮らしやすい未来都市・茅野の構築」を位置づけ、データやデジタル等の先端技術を活用し、市民が便利で暮らしやすさを実感できる新たなサービスの展開と、新たな技術が地域内に持ち込まれることにより付加価値の高い新たな産業や雇用を創出することで、地域における若者の移住・定住の促進と、人口減少・少子高齢化による地域の担い手不足の解消を図り、子どもからお年寄りまで全ての市民が暮らしやすいまちの実現を目指している。

若年層の移住・定住ニーズを把握するため市で実施したアンケートにおいて、就職地を選ぶ際に重視されていた項目は主に「仕事があること」とそれ以上に「希望する収入が得られること」であった。また、若年層が魅力を感じている職種は、医療、福祉、製造業のほか情報通信業（IT産業等）であることが明らかになっているが、この地域には、情報通信業（IT産業等）は極めて少ない現状である。

また、医療、福祉、製造業を始め、様々な業種で労働力不足が著しい昨今において、デジタルネイティブ世代の若年層は、従来の低賃金・長時間労働・労働集約型の企業ではなく、より待遇のよい企業等を求めて都市部に流出してしまう。そのため、地域への就職を促すためには、若年層が働きたいと思えるようなIT産業等に関わる職種や、DX化により高度な生産性や職場環境を実現している企業等を多く創出する必要がある。

上記のような背景から、本事業を通じて地域のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進することで、総合戦略に掲げた「若者に選ばれるまち」の実現を目指しており、それに先立ち、内閣府の「スーパーシティ」構想にもチャレンジしている。

【数値目標】

K P I	事業開始前	2022 年度増加分	2023 年度増加分
	(現時点)	1 年目	2 年目
都市 OS 利用者 (ID 登録者) 数 (人)	0	0	50
都市 OS を活用したサービスの実 証件数 (件)	0	0	0
デジタル人材研修受講者数 (人)	0	30	60

2024 年度増加分	K P I 増加分
3 年目	の累計
500	550
1	1
100	190

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

便利で暮らしやすい「若者に選ばれるまち」の構築～茅野市DX推進プロジェクト～

③ 事業の内容

本事業においては、地域 DX を推進することで総合戦略に掲げた「若者に選ばれるまち」の実現を目指すため、市民や事業者、関係団体等の理解醸成に資する「基本計画の策定」から、「推進主体の形成」、デジタルサービスを提供し、また多様な市民との接点強化とデータに基づくサービス改善を実現するための「システム基盤の整備」、デジタルサービスの実装に向け、利用者ニーズの把握を含めた「サービスの実証調査」までを行う。

今後、継続的に地域 DX を推進することで多くのデジタルサービスを提供し、情報通信業の流入につなげ、IT 産業と給与水準の高い雇用を創出し、若者の移住・定住の増加を目指す。

(1) 茅野市 DX 基本計画の策定

現在、来年度の「茅野市 DX 元年」に向けて、市が抱える課題やポテンシャル等の調査を行いながら、地域 DX により目指すまちの将来像を示すための「茅野市 DX 基本構想」の策定を進めているところであるが、その具現化に向けて、また、真に市民の理解をより促すため、市民ニーズに沿った具体的なサービスや費用の提案のみならず、実装にあたっての課題やそれを踏まえたロードマップ等を整理した「茅野市 DX 基本計画」を策定する。また、策定にあたっては、先進地の事例を参考にするとともに、現在、地域医療を担う諏訪中央病院に勤務し、ヘルスケア分野で当市と具体的に地域 DX の取組を検討している須田万勢（すだませい）医師が関わり、「スーパーシティ」構想の実現までを見据えた計画とする。

(2) 地域 DX の推進主体の形成

当市単独では人的、金銭的リソースが限られており、また、地域の DX 化が真に地域住民の生活向上に役立つものとなるよう、産学官医などの地域の多様なプレーヤーや、民間事業者を巻き込んで地域 DX の推進主体を形成する。

地域のプレーヤーは、諏訪中央病院を始めとした医療機関、茅野商工会議所、公立諏訪東京理科大学、茅野市社会福祉協議会を想定しており、講演会の開催などを通じて参加者との知見の共有と機運の醸成を図り、協議

会設立を目指す。

(3) システム基盤（都市 OS）の構築

地域 DX 推進に当たり、様々な民間事業者や他地域が提供するサービスを自由に組み合わせ活用できる機能を備え、低コストかつ効率的にサービスを提供するためのシステム基盤である都市 OS を構築する。利用者の利便性向上のため、都市 OS には、令和 4 年 7 月の実装に向け、先行して構築を進めている AI 乗合オンデマンドサービス「のらざあ」を含め、今後、当市で構築されたサービスや他地域で提供されているサービスをすべて組合せ、1 つの ID で利用できる機能を備える。

(4) デジタルサービスの開発、運用に向けた実証調査

サービス提供の第一歩として、「スーパーシティ」構想に提案した『AI 乗合オンデマンドサービス「のらざあ」による医薬品の配送サービス』の実装に向け、あるべきフローやサービスの設計等の仮説検証から、サービス導入にあたってのニーズと課題抽出のためのヒアリング、機能の整理や画面設計等の実証調査を行う。

(5) デジタル人材の育成

地域 DX を推進することで流通が増える地域内のデータを適切にかつ最大限に活用し、生産性の向上や政策立案、新たなサービス開発につなげるための研修会を行い、データやデジタルに寛容なデジタル人材を地域内で育成する。

(6) 市民のデジタルサービスへの不安感の払しょくと情報リテラシーの向上

サービスの実証調査と並行し、サービスの利用に抵抗のある市民に対し、スマートフォン等のデジタル機器によるサービスの利用方法の説明会や勉強会を行い利用促進を図るとともに、市民が自らのデータを安全に管理、活用できるような勉強会等を行い、情報リテラシーの向上を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

都市 OS の運用については、本事業で構築した体制と仕組みを活用し、参画する民間事業者とともに維持管理していく体制を整備する。

また、新規サービスの構築については、民間事業者が市民等から提供されたデータをもとに自主的に構築する体制を整備することで、自立化を目指す。

【官民協働】

民間事業者は、市内における新たな事業展開の可能性を見据えた資本投下の検討を行い、行政は、民間事業者が地域内でサービス等を展開するに当たり必要なインフラの整備や地元関係者との合意形成等を担うなど、それぞれの役割分担を明確化し事業を推進することで、地方創生の効果を最大化することができる。

【地域間連携】

地域 DX の推進により生み出される都市 OS に紐づくサービスは、同じく都市 OS を備える自治体においても展開可能であることから、同様の取組を進める自治体同士で、相互に開発したサービスを提供することで、データやサービス利用者におけるスケールメリットを得るとともに、サービス開発にかかるコスト軽減を図ることができる。

特に MaaS 等、生活圏を基準として複数の自治体により広域的に提供されることで、地域課題の一体的な解決と利用者の利便性向上に大きく寄与するとともに、単独自治体のコスト軽減につなげることができる。

【政策間連携】

地域 DX の推進により生み出されるサービスは単独の自治体だけではなく、生活圏を基準として複数の自治体により広域的に提供されることで、地域課題の一体的な解決と、利用者の利便性向上に大きく寄与する

ことができる。また、都市 OS や、それに紐づくサービスを広域で構築、運用することにより、単独自治体の負担を抑えることができる。

【デジタル社会の形成への寄与】

本事業は、（地方を支えるデジタル基盤の整備の取組として）「都市 OS の構築」を起点として、DX 化を地方都市において強く進めることで総合戦略に掲げた「若者に選ばれるまち」の実現を目指すものであるとともに、デジタルやデータ等の先端技術を活用したサービスを市民が利用するための普及啓発及びデータ利用を適切かつ最大限に活用できる（デジタル人材の育成・確保の取組として）「デジタル人材の育成」を進めるものである。

本事業は、市が抱える大きな課題である「若者に選ばれるまち」の実現を目指し、人口減少、少子高齢化の解決と、「スーパーシティ」構想に掲げた 2030 年の姿の実現に向けて、デジタルやデータ等を活用した先端的サービスを実装するために、計画の策定から、基盤となる「都市 OS の整備」、そしてそれらを市民が適切に、かつ最大限に活用することができるよう、「デジタル人材の研修まで」を含めた取り組みであるため。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2 の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

毎年度、3 月末時点の目標達成状況を当市企画部企画課が取りまとめ、茅野市地域創生総合戦略進行管理有識者会議を構成する住民代表や産官学金労言関係者により検証を行う。その結果を踏まえ、必要に応じ

て内容の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

【産業界】茅野商工会議所、信州諏訪農業協同組合、楽園信州ちの（移住推進組織）【官公庁】ハローワーク諏訪【大学】公立諏訪東京理科大学【金融機関】八十二銀行、諏訪信用金庫【労働組合】連合長野諏訪地域協議会【マスコミ】長野日报社【住民等】茅野市区長会、どんぐりネットワーク茅野、子育て世代代表【その他有識者】二地域居住者、若手経営者、リモートワーカー

【検証結果の公表の方法】

本市ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 138,800 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に 7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。